

韓国知的財産ニュース 2020年9月前期

(No. 422)

発行年月日：2020年9月24日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2103671)
- 1-2 商標法の一部改正法律案 (議案番号：2103810)
- 1-3 発明振興法の一部改正法律案 (議案番号：2103870)
- 1-4 発明振興法の一部改正法律案 (議案番号：2103896)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、未来をけん引するイノベーション企業家を育成する
- 2-2 特許庁、「知的財産とイノベーション」の第2号を発刊
- 2-3 より良い社会、国民のアイデアでつくります
- 2-4 特許庁・食薬処・韓国消費者院がマスクの合同点検結果を発表
- 2-5 海外進出企業の知財権に関する悩み、非対面相談で解決
- 2-6 特許庁、知的財産の価値評価システムを全面的に改編する
- 2-7 簡単で正確な出願書類を作成するための、失敗・模範事例を掲載
- 2-8 特許庁、2021年度予算案として6,060億ウォンを編成し、国会に提出
- 2-9 特許庁、特別司法警察の発足から10年、知的財産を守る

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 韓国、初めてGIIランキングの10位圏内に
- 5-2 非対面の知能型建設、5D技術で統合管理
- 5-3 新型コロナウイルスを乗り越えて、世界に広がる韓国企業の特許！

法律、制度関連

1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案(議案番号:2103671)

議案情報システム (2020.9.9.)

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号 : 2103671)

議案番号 : 2103671

提案日 : 2020年9月9日

提案者 : ユン・ヨンソク議員外14人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の流出防止及び保護を強化するために、産業技術の流出及び侵害行為をすることにより対象機関に損害を与えた者は、損害を賠償する責任を負うように規定しており、産業技術の侵害行為が故意的であると認められる場合には、損害として認められる金額の3倍を超えない範囲で賠償額を決めるようにしている。

しかし、損害として認められる金額の推定方法については、現行法に規定されておらず法律の予測可能性を阻害しており、技術奪取の発生による損害に対する経済的、潜在的な損害発生額の推定は、公信力のある技術評価機関が合理的な手続きと方法に基づいて評価する必要がある。

そこで、「技術の移転及び事業化促進に関する法律」の第35条の規定による技術評価機関が損害として認められる金額を推定することができるようにするためのものである(案第22条の2第3項新設)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第22条の2に第3項を次のように新設する。

③法院は、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」の第35条による技術評価機関に損害として認められる金額を推定させることができる。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-2 商標法の一部改正法律案（議案番号：2103810）

議案情報システム（2020.9.11.）

商標法の一部改正法律案（議案番号：2103810）

議案番号：2103810

提案日：2020年9月11日

提案者：キム・ギョンマン議員外9人

提案理由

最近、既存のオフラインだけでなく、オンラインでも情報の非対称性と模倣品の販売の容易性により模倣品の取引が急増しており、ここ5年間、特許庁に通報された模倣品の現況は、約2万6,000件に達している。

特に商品を販売するための場所又は情報を提供する者が検証されていない販売者の商品を媒介する行為が継続的に発生しており、模倣品の流通により商標権者だけでなく、一般需要者の被害が持続的に発生している。それにより、直接商品を販売する者だけでなく、商品販売を媒介する者の責任範囲を明確に規定しなければならないという必要性が提起されている。

そこで、商品販売の媒介者に商標権又は専用使用権の間接侵害に対する責任を課すことにより、商標権の侵害行為に対して実効性のある救済策を設けようとするものである。

主要内容

イ．商品販売の媒介者に対する定義を新設する（案第108条の2第1項新設）。

ロ．商品販売の媒介者が商品販売者に他人の商標権又は専用使用権の侵害を教唆し、又は故意に商品販売者による侵害を幫助する行為を商標権又は専用使用権の侵害とみなす行為に追加し、刑事罰を課すようにする（案第108条の2第2項及び第230条第2項新設）。

ハ．商品販売の媒介者に過度な責任が課されることを防止するため、商品販売の媒介者が注意義務を尽くした場合、その責任を制限するようにする（案第108条の2第3項新設）。

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第108条の2を次のように新設する。

第108条の2（商品販売の媒介者の責任等）①「商品販売の媒介者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 商品を譲渡又は引き渡す者に場所を提供し、又はそのサービスを管理、運営又は統制する者
2. 商品を譲渡又は引き渡す目的で展示する者に場所を提供し、又はそのサービスを管理、運営又は統制する者
3. 電気通信回線を通じて商品を譲渡又は引き渡す者に仮想の場所を提供し、又はそのサービスを管理、運営又は統制する者
4. 電気通信回線を通じて商品を譲渡又は引き渡す者に商品販売に関する情報を提供し、又はそのサービスを管理、運営又は統制する者
5. 電気通信回線を通じて商品を譲渡又は引き渡す目的で展示する者に仮想の場所を提供し、又はそのサービスを管理、運営又は統制する者
6. 電気通信回線を通じて商品を譲渡又は引き渡す目的で展示する者の商品販売に関する情報を提供し、又はそのサービスを管理、運営又は統制する者

②商品販売の媒介者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、他人の商標権又は専用使用権を侵害したものとみなす。

1. 商品販売者（商品販売の媒介者との約定等により、商品販売の媒介者が提供するサービスを利用して、商品販売に関する業務を遂行する者をいう。以下同じ。）に、他人の商標権又は専用使用権の侵害を教唆する行為。
2. 故意で商品販売者による商標権又は専用使用権の侵害を幫助する行為
3. 過失で商品販売者による商標権又は専用使用権の侵害を幫助する行為

③商品販売の媒介者は、第2項各号の行為に関連して、他人の商標権又は専用使用権を侵害するものとみなしても、次の各号のいずれかに該当する場合には、その侵害に対して責任を負わない。

1. 商品販売の媒介者が次の各目に応じた措置を全部行った場合
 - イ. 商品販売の中断及びその再開の要求を受ける者（以下、この条では「受領人」という。）を指定し、商品販売の媒介者のサービスを利用する者が容易に知ることができるように公示した場合。
 - ロ. 商品販売の媒介者のサービスを利用した商品販売により、自己の商標権又は専用使用権が侵害されることを主張する者（以下この項では「権利主張者」という。）

が、その事実を疎明して商品販売の媒介者に該当の商品販売を中断させることを要求する場合、直ちにその商品販売を中断させ、その商品販売者及び権利主張者にその事実を通報した場合。

ハ、イ目による通報を受けた商品販売者が、自分の商品販売が正当な権利によるものであることを疎明し、商品販売の再開を要求する場合、その事実及び再開予定日を権利主張者に遅滞なく通知し、その予定日に商品販売を再開させた場合。但し、権利主張者が商品販売者の行為に対して自分の権利が侵害されたと訴訟を起し、それをその予定日の前に商品販売の媒介者に通報した場合には、この限りでない。

2. 商品販売の媒介者が第1号の措置を取ることが技術的又は経済的に不可能な場合

④第3項による受領人の指定、公知、疎明、商品販売の中断、通報及び商品販売の再開等に必要な事項は、大統領令で定める。

第230条の題目外の部分を第1項とし、同条第2項を次のように新設する。

②第108条の2第2項第1号又は第2号の行為をした者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第235条第1号のうち、「第230条を」を「第230条第1項を」とし、同条第1号の2を次のように新設する。

1の2。第230条第2項に違反した場合：1億ウォン以下の罰金

第236条第1項のうち、「第230条」を「第230条第1項又は第2項」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（一般的適用例）この法律は、この法律の施行後に権利侵害や違反行為が発生したもののから適用する。

1 - 3 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103870）

議案情報システム（2020.9.14.）

発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103870）

議案番号：2103870

提案日：2020年9月14日

提案者：チョン・テホ議員外9人

提案理由

現行法によると、公務員の職務発明を承継した場合には、補償金の支給根拠が設けられ

ているが、公務員ではない所属職員の職務発明を承継した場合には、補償根拠が不十分であるため、研究者間の補償に差別が存在している。

また、民間企業・研究機関は、職務発明の承継可否を決めることができるが、国家機関は現行法上、公務員の職務発明を自動的に継承しているため、有望な特許を効果的に管理することに限界がある。

さらに、国有特許の民間移転及び活用が不十分な状況であり、現行法には国有特許の専用実施が最大2回（6年～10年）に制限されているため、医薬・バイオ分野のように事業化に大規模な費用と、10年以上の長期間が必要な技術の場合、民間移転が困難な状況である。

そして、公共研究機関が費用不足などにより特許を放棄する場合は、放棄する権利を研究者に譲渡するための根拠が不明確であり、有望な特許が死蔵される恐れがある。

そこで、このような立法不備を補完して有望な特許の管理を効率的にしようとするものである。

主要内容

- イ. 国家や地方自治体に所属しているが、公務員ではない者の職務発明の場合でも、公務員と同様に国家や地方自治体が承継できるようにし、職務発明の承継規定を強行規定から任意規定に変更する（案第10条第2項）。
- ロ. 国有特許権の場合、「国有財産法」第65条の11第2項の但し書きにもかかわらず、特許庁長が事業化のために必要であると認める場合には、専用実施権の設定を一度以上更新できるようにする（案第10条の2新設）。
- ハ. 公共研究機関が職務発明に対する権利を放棄しようとする場合、それを従業員に知らせて譲渡を受けることができるようにし、潜在性のある特許が死蔵されないようにするためのものである（案第16条の2新設）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第10条第2項の本文のうち、「かかわらず公務員の職務発明に」を「かかわらず公務員又は国家や地方自治体に所属しているが、公務員でない者（以下「公務員等」という。）の職務発明に」に、「承継し」を「継承することができ」に、「承継した公務員の」を「承継した公務員等の」とし、同項の但し書きのうち、「承継し」を「継承することができ」とする。

第10条の2を次のように新設する。

第10条の2（公務員に対する職務発明処分の特例）「国有財産法」第65条の11第2項の但し書きにもかかわらず、特許庁長が必要だと認める場合には、第10条第2項により国有となった特許権等に関する専用実施権の設定を一度以上更新することができる。

第13条第1項の本文のうち、「使用者等(国家若しくは地方自治体は除く)は」を「使用者等は」にし、同項の但し書きのうち、「使用者等に」を「使用者等(国家若しくは地方自治体は除く。以下この項にて同じ)とする。

第15条第7項の前段のうち、「公務員の」を「公務員等の」とする。

第16条の2を次のように新設する。

第16条の2（承継した権利の放棄及び譲渡）①「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第2条第6号による公共研究機関（以下「公共研究機関」という。）が、国内又は海外での職務発明に対して特許等を受けられる権利又は特許権等（以下「職務発明に対する権利」という。）を従業員等から承継した後、それを放棄しようとする際には、大統領令で定める期間内にその職務発明を完成した全ての従業員等にその事実を通知しなければならない。

②第1項による通知を受けた後、職務発明に対する権利の譲り受けを希望する従業員等は、大統領令で定める期間内に職務発明に対する権利の譲り受けの意思を文書で公共研究機関の長に通知しなければならない。

③第2項により従業員等が職務発明に対する権利の譲り受ける意思を通知した際には、第2項の期間が終わる時から、その権利が従業員等に譲渡されたとみなす。但し、職務発明に対する権利を公共研究機関が第3者と共有した場合には、公共研究機関の長が他の共有者全員の同意を受けてから、その権利に対する持分を譲渡することができる。

④第3項にもかかわらず、公共研究機関の長が 대통령令で定めることにより、公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があると認める場合には、その権利を従業員等に譲渡しないことができる。この場合、第1項の期間内に従業員等にその事由を具体的に通知しなければならない。

⑤第2項により2名以上の従業員等が職務発明に対する権利の譲り受ける意思を通知した際には、その権利を共有する。

⑥公共研究機関の長は、第3項により職務発明に対する権利を譲渡した以降発生する費用（税金を含む）を従業員等に請求することができる。

⑦公共研究機関の長は、職務発明に対する権利を維持するための費用を従業員等が一部負担する代わりに、職務発明に対する補償を調停する案を従業員等と協議することができる。但し、第1項による期間が過ぎた場合には、この限りでない。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-4 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103896）

議案情報システム（2020.9.15.）

発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103896）

議案番号：2103896

提案日：2020年9月15日

提案者：ウ・ウォンシク議員外10人

提案理由及び主要内容

最近、産業財産権に関する紛争が急増している中、多くの費用と時間がかかる訴訟と審判の場合、中小企業や個人にとって金銭と時間の面で大きな負担がかかる。このような負担を軽減するために現行法では、産業財産権紛争調停制度を導入して短期間に低コストで紛争を調停できるようにしている。

ところが、特許庁の資料によると、2016年から2018年まで調停が申請された計157件の中で成立が53件、不成立が101件で不成立率が64%に達するなど、実質的な救済の実益が低い状況である。このように不成立率が高い理由は、調停が申請されても被申請者が出席の要求に従わない場合、調停が成立されないとみなして調停手続が終了するためである。特に、中小企業や個人が大手企業を対象に紛争調停を申請した場合、10件のうち8件は大手企業側が要求に従わなかったため、調停手続が終了された。

上記の調停制度により紛争が解決されない場合、金銭と時間がかかる訴訟と審判に進むことになり、中小企業と個人に有利であると広報してきた上記の制度の趣旨とは合わない。

一方、産業財産権に対する紛争が発生すると平均訴訟費用は5,800万ウォン、訴訟の処理期間は3審まで40.2ヵ月かかり、金銭と時間の面で余裕のない中小企業や個人は、訴訟と審判の代わりに上記の制度を活用している。紛争調停の申請者のうち、中小企業や個人の割合が96%に至るなど、制度改善を通じて救済の実益を高める必要がある。

これと類似な中小ベンチャー企業部の技術紛争調停制度の場合、被申請者が出席しなくても調停手続を進めるようにしており、調停会議が開催される割合及び調停案が出される割合が高く、中小企業の救済実益を最大限にしている。

そこで当事者の一方が正当な事由なしに出席の要求に従わない場合でも、該当する調停期日の審理を進めることができるようにし、調停の両当事者が正当な事由なしに出席の

要求に2回にわたって従わない場合のみ調停が成立されないこととみなし、産業財産権紛争制度の実効性を高めようとするものである（案第45条第2項及び第3項）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第45条第2項を第3項にし、同条に第2項を次のように新設し、同条の第3項（従前の第2項）のうち、「調停当事者が」を「調停の両当事者が」とする。

②当事者の一方が正当な事由なしに第1項による出席の要求に従わない場合でも、該当する調停期日の審理を進めることができる。

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 特許庁、未来をけん引するイノベーション企業家を育成する

韓国特許庁（2020.9.1.）

「2021年度知的財産基盤の次世代英才企業家育成事業」の新入生を募集

韓国特許庁は、独創的なアイデアで未来のイノベーション成長をけん引する、創意的な企業家を育成するために、「2021年度知的財産基盤の次世代英才企業家育成事業」に参加する新入生を募集すると発表した。

KAIST（韓国科学技術院）と POSTECH（浦項工科大学校）が連携し推進している当事業は、創造性と潜在力のある13～15歳の青少年を対象にしており、申し込みは9月2日（水曜）から25日（金曜）の17時まで KAIST の IP 英才企業家教育院のウェブサイト（ipceo.kaist.ac.kr）と POSTECH の英才企業家教育院のウェブサイト（ceo.postech.ac.kr）で受け付けている。

※（オンライン説明会）KAIST の IP 英才企業家教育院は 2020 年 9 月 8 日（火曜）20 時～21 時 30 分、POSTECH の英才企業家教育院は 2020 年 9 月 5 日（土曜）14 時～16 時、9 月 9 日（水曜）19 時 30 分～21 時 30 分

次世代における英才企業家としての潜在性、チャレンジ精神、リーダーシップなどを総合的に評価するために、1 次書類選考と 2 次面接選考を通じて計 160 人（教育院別に 80 人）を選抜する予定であり、募集人員の 5%は、社会的弱者の発明英才教育への参加を励ますために、社会統合選考で行われる。

選ばれた学生には、知的財産の教育からクリエイティブな問題解決の方法、企業家精神、コミュニケーション方法など、独創的な発明英才教育のカリキュラムを 2 年間オン・オフラインで教育し、バランスのとれた成長および才能を開発するための総合的な相談プログラムまで無料で提供する。

ここ 10 年間教育を受けた修了生は、知的財産権 3,731 件、スタートアップ創業 47 件、大韓民国人材像 37 名受賞などの実績を見せ、社会に進出した修了生は、知的財産を基盤にした CEO として活動しており、著しい成果を出している。

教育院	期	名前	主要成果
POSTECH	1 期	チャン・セユン	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケアデバイス開発、Midas H&T 法人設立（2018 年） ・乳幼児突然死を防ぐアラームとモニタリング技術の海外輸出を協議中 ・中小ベンチャー企業部 TIPS プログラム選定などによる外部投資誘致で 15 億 6,000 万ウォン受注および浦項工科大学に特許（15 件）を 1 億 2,000 万ウォンで技術移転
KAIST	1 期	ムン・ゴンギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックチェーン基盤の HAECHEI LABS 創業および最高戦略責任者 ・SK テレコム、カカオ、LG グループなどと契約
KAIST	4 期	イ・ヒョンセ	<ul style="list-style-type: none"> ・高校在学中にハプティックソリューション会社の realhaptic 創業 ・VR 技術を開発し、ロッテワールドと MOU 締結および納品

特許庁の産業財産政策局長は、「青少年たちが創造性を武器にアイデアを発散し、事業化を推進してみるというチャレンジ精神で教育課程に参加し、未来を変える次世代の CEO として夢をかなえてほしい」と述べた。

詳細については、発明教育ポータルサイト (www.ip-edu.net) と、各教育院のウェブサイトを確認することができ、その他の質問は韓国発明振興会 (+82-2-3459-2756)、KAIST の IP 英才起業家教育院 (+82-42-350-3213)、POSTECH の英才起業家教育院 (+82-54-279-8431) に問い合わせればよい。

2-2 特許庁、「知的財産とイノベーション」の第2号を発刊

韓国特許庁 (2020.9.2.)

知的財産の論壇および制度・政策動向を盛り込んだ学術誌を発刊

韓国特許庁は、知的財産分野の判例、韓国内外の政策動向および主要イシューなどの研究結果を盛り込んだ学術誌である「知的財産とイノベーション」の第2号を発刊すると9月2日に発表した。

この学術誌は、知的財産に関する制度やイシューなどを幅広く取り扱うことで、各界各層の専門家、利害関係者と積極的にコミュニケーションし、国民の関心と理解を向上させるためのもので、年に2回発刊している。

特許庁職員の研究結果を盛り込んだ当刊行物は、これまで内部で共有・活用していた知的財産の専門知識が庁の外部に拡散される契機になると予想される。

「知的財産とイノベーション」の第2号は、「特別寄稿」、「知的財産論壇」および「知的財産制度・政策動向」などで構成されており、損害額算定方式に関する最近の特許法改正の意義を書いた外部専門家の特別寄稿と、大法院の判決による、主な趣旨の符合に対する意義および商標不使用取消審判制度を取り扱った知的財産に関する論断、IP5 における産業戦略の観点からの特許政策、特許要件での相互関連性、フィンテック (Fintech) の出願動向などのような最近話題となっている知識財産制度・政策に関するさまざまな研究結果が含まれている。

特許庁長は、「当学術誌は、国民と知的財産制度および政策間の疎通・共有に向けた媒体として発刊された」とし、「これから当学術誌が健全な知的財産におけるエコシステムをつくる触媒になることを期待している」と述べた。

刊行物は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）でファイルをダウンロードすることができ、知的財産関連の学会や研究機関などにも郵送や電子メールで配布する予定である。

2-3 より良い社会、国民のアイデアでつくります

韓国特許庁（2020.9.3.）

社会問題の解決に向けた、「アイデア寄付公募展」を開催

韓国特許庁は、社会問題に対する国民の関心を高め、国民のアイデアで社会問題を解決するために、「アイデア寄付公募展」を9月1日（火曜）から10月11日（日曜）まで約6週間開催すると発表した。

今回の公募展は、社会問題に関連する4つの課題を提案した公共機関および社会的企業（以下、「参加機関」）に、アイデアの提案者が問題解決を支援するためにアイデアを無償で提供する形式で行われ、参加機関は寄付されたアイデアを生活周辺の社会問題を解決するために活用するほか、「寄付」という趣旨に同参するために、そのアイデアを非営利的に使用し、収益が発生した場合には収益の3分の2以上を社会に還元することを誓った。

[参考「アイデア寄付公募展」課題の要約]

	区分	参加機関名	解決課題
1	公共機関	財団法人 江北文化財団	・新型コロナウイルスで落ち込んでいる文化芸術系の回復と国民の疲れを癒すためのオンライン公演の活性化方策
2	社会的企業	韓国障害者 文人福祉後援会	・目の不自由な人のための名刺活用方策
3	社会的企業	セジンプラス	・廃生地などの繊維で製造した、多目的パネル適用商品に関するアイデア
4	社会的企業	ポアシス	・高齢者層の孤独と無為を解決するためのソーシャルネットワーク構築および持続可能な健康増進プログラムの提案

このような公募展の趣旨に共感し、アイデアを寄付したい国民であれば誰でもアイデアを提案することができ、申し込みを希望する人は参加申込書などを作成して電子メール（iptnt2@kipa.org）に提出すればよい。

また、新しいアイデアでなくても、課題解決に適した解決策である場合には、特許・デザイン・商標などの知的財産も提案することができる。

それとともに特許庁は、国民の参加を促すために提案されたアイデアについて、実現可能性・創意性・具体性などを考慮し、優秀な寄付アイデアを別途選定・授賞して賞金（賞金総額 650 万ウォン）を支給する予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「アイデアは、知識財産の始まりだけでなく、より良い社会をつくる重要な鍵である」とし、「今回の『アイデア寄付公募展』を通じて、韓国社会の課題を解決できる、すばらしいアイデアが多く発掘されることを期待している」と述べた。

公告文・申請書など、アイデア寄付公募展に関する詳細な内容は、韓国発明振興会のウェブサイト（www.kipa.org）または国家知識財産取引プラットフォーム（www.ipmarket.or.kr）で確認することができ、その他の質問は、韓国発明振興会の知的財産取引所（+82-2-3459-2882、2809）に問い合わせれば良い。

2-4 特許庁・食薬処・韓国消費者院がマスクの合同点検結果を発表

韓国特許庁（2020.9.4.）

特許の虚偽表示 745 件、虚偽・誇大広告 446 件など、1,191 件摘発

韓国特許庁、食品医薬品安全処、韓国消費者院は、新型コロナウイルスの影響でマスクの使用量が増えたことに伴い、マスクのオンライン販売・広告サイトを対象に、1 ヶ月間集中点検を行った。

その結果、特許の虚偽表示 745 件、虚偽・誇大広告 446 件など、計 1,191 件を摘発した。

今回の合同点検は、製品における特許の虚偽表示および虚偽・誇大広告の有無を確認することで、消費者の正しい製品選択と被害予防のために実施された。

■特許庁点検結果

○特許庁は、計 5,000 件の特許・商標・デザイン権のオンライン表示・広告の点検を行い、11 の製品から特許の虚偽表示 745 件を摘発した。主に「デザイン登録」を「特許登録」と、誤った名称で表示した事例（691 件）が最も多かった。

他にも「出願中」にもかかわらず、「登録」と表示した事例（28件）、「登録拒絶された出願番号」を使用した事例（17件）、「消滅した特許番号」を表示した事例（9件）があった。

特許庁は、摘発された特許など虚偽表示の掲示物は、削除および販売中止などの措置をとり、これからオープンマーケット、ソーシャルコマースなどと協力して販売者を対象に、正しい知的財産権の表示方法に関する教育を行う予定である。

■食品医薬品安全処・韓国消費者院の点検結果

食品医薬品安全処と韓国消費者院は、計3,740件を点検して虚偽・誇大広告446件を摘発し、全てが「医薬部外品」ではない「工業製品のマスク」を「黄砂・PM2.5遮断」、「飛沫遮断、有害物質遮断」、「医薬部外品（KFマスク）」、「新型コロナウイルス感染予防」、「ウイルス・細菌予防」などと宣伝し、医薬部外品であると誤解する恐れがあるか、または医学的な効能があると広告した虚偽広告の事例であった。

今回摘発された虚偽・誇大広告の掲示物については、放送通信審議委員会と該当ショッピングモールにサイトの遮断を要請した。

※医薬部外品（効能）：保健用マスク（黄砂・PM2.5など粒子性の有害物質と感染源から呼吸器を保護）、手術用マスク（診療、治療、または手術時の感染予防）、飛沫遮断用マスク（日常生活で飛沫による感染を予防）

※「保健用マスク」を許可事項とは違う内容で誇大広告した事例はなかった。

現在の新型コロナウイルスの状況でマスクを着用するときは、食薬処が許可した医薬部外品のマスクを使用することが望ましく、「医薬部外品」のマスクは、PM2.5や飛沫などの遮断機能が検証された製品を使い、購入をする時には必ず「医薬部外品」の表示を確認する必要がある。

また、マスクを着用するときは、まず手をきれいに洗って口と鼻を完全にふさいでから、顔とマスクの間に隙間がないかを確認しなければならない。

特許庁・食薬処・韓国消費者院は、これからも消費者が安心できる使用環境づくりのために協力を強化していくと明らかにした。

また、虚偽・誇大広告などのオンライン不法流通および特許など、虚偽表示が疑われる事例に対する積極的な通報を呼びかけた。

※（特許庁）知識財産権虚偽表示の申告センター（1670-1279）

※（食薬処）食薬処のウェブサイトポップアップ→「オンライン不法流通申告」のショートカット

※（韓国消費者院）韓国消費者院の消費者危害監視システム（CISS）ウェブサイト→「危害情報を報告する」

2-5 海外進出企業の知財権に関する悩み、非対面相談で解決

韓国特許庁（2020.9.7.）

中国・東南アジアへの進出企業向け知財権テレビ相談週間（9月16日～23日）を運営

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は、9月16日から23日まで、「中国・東南アジアへの進出企業向け知財権テレビ相談週間」を運営すると発表した。

相談週間は新型コロナウイルスの拡散により、海外知識財産センター（IP-DESK）を直接訪問することができない企業向けに非対面相談サービスを提供するために設けられたものである。中国（香港を含む）と東南アジア4カ国（タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア）の知的財産権法・制度および紛争に関する相談を希望する企業や個人事業者なら誰でも、2カ国まで申し込むことができる。

この期間中、参加企業は自社オフィスでテレビ会議システムにアクセスし、各国のIP-DESK専任スタッフおよび現地の弁護士と15分間自由に質問することができる。相談が終了した後も、企業はメール・電話などを利用して該当IP-DESKと随時に相談を続けることができる。

相談週間に参加を希望する企業は、希望する国の相談日に合わせて日程を選択し、9月10日までにウェブサイト（<http://ipconference.or.kr/survey/newsletter.asp>）で申し込むことができる。

申し込みの際、主な質疑事項を一緒に記載すると、より効率的な相談が可能になる。詳細については、大韓貿易投資振興公社の海外知財権室（+82-2-3460-3357、3352）に問い合わせをすれば、案内を受けることができる。

区分	時間	9.16(水) 中国	9.17(木) 香港	9.18(金) タイ	9.21(月) ベトナム	9.22(火) フィリピン	9.23(水) インドネシア
1部	14:00~15:30	6企業（企業当たり15分）					
	15:30~16:00	休憩					
2部	16:00~17:00	4企業（企業当たり15分）					

※1 地域当たり 10 企業の相談、相談週間中に最大 60 社に対し相談サービスを提供する予定

今回の相談週間で 1 地域当たり 10 企業まで、最大 60 企業を対象に相談を提供する。特許庁は、今後参加企業の意見や相談に対するニーズを反映し、対象国と参加企業数の拡大、テレビ相談の定例化などを検討する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「2020 年上半期に、インドへの進出企業 10 社を対象にテレビ会議を試験的に実施した結果、参加企業の満足度が高く、そこで中国と東南アジアまで拡大することになった」とし、「個別に海外の法律事務所を探して相談依頼をする場合、大体は外国語でコミュニケーションしなければならず、相当なコスト負担になるため、中国・東南アジアへの進出企業であれば、今回の知財権テレビ会議相談週間を活用してみることを推奨する」と述べた。

2-6 特許庁、知的財産の価値評価システムを全面的に改編する

韓国特許庁（2020.9.7.）

第 27 回国家知識財産委員会で「知的財産における価値評価システムの改善案」を発表

韓国特許庁は、9 月 4 日（金曜）第 27 回国家知識財産委員会で、関係部処合同による「知的財産における価値評価システムの改善案」を発表した。

※知的財産（IP）の価値評価：特許などの知的財産権を金融取引の対象として活用するために経済的価値を評価すること

今回の改善案は、知的財産が経済および技術の覇権争いの重要な対象として浮上している中、創出された知的財産の価値評価を行い、市場で円滑に取引・活用され、知的財産に対する再投資につながる好循環を構築するために作成された。

知的財産における価値評価の市場は、最近急成長している傾向にある。2018年2,500件余りに過ぎなかった知的財産権の価値評価件数は、2019年4,300件に成長し、2020年は年末までに約6,000件規模を超えると予測される。

しかし、評価に必要な準拠情報DB、知的財産の価値を評価するための細部基準と、それを評価する専門人材など、高品質の価値評価に向けたインフラは、まだ不足している状況である。

そこで特許庁は、知的財産の価値評価システムを改善するために3大戦略と10の重点推進課題を発表した。

改善案の主要内容は次のとおりである。

1. 知的財産における価値評価サービスの品質向上を支援する。

知識財産における価値評価機関の認証制度を2段階認証制に全面的に改編し、新規機関の評価市場への参入を促進し、評価の品質向上を図る。

資格を持つ民間機関が1段階から評価市場に参入できるようにし、昇降格制度を導入して評価実績・品質に応じて2段階の評価機関に昇格できるようにするなど、民間評価機関の能力強化を支援する。

知識財産の取引情報・評価情報などが価値評価に必要だが、部処別に散在している準拠情報に関係部処と緊密な協議を行って相互連携し、市場に提供する。

大韓弁理士会、価値評価機関などの専門家とのコラボレーションし、知的財産の価値評価のための3大ガイド(知的財産における価値評価の実務ガイド、評価品質管理ガイド、知識財産に対するデューデリジェンスガイド)を作成して市場に提供する。

2. 市場のニーズに合わせた価値評価サービスを提供する。

小規模の金融支援をするために、略式型評価モデルと金融機関と評価機関が共同評価するモジュール型評価モデル(※)を普及するなど、市場のニーズに合わせた多様な知的財産の価値評価モデルを提供する。

※モジュール型：評価機関と銀行が評価領域（技術性・権利性・市場性・事業性）の一部を選択し、共同評価を実施する評価方式

韓国企業が保有している海外特許を評価できるよう、SMART3（※）で、米国、欧米、中国などの主要国の特許に対する価値評価サービスを提供する。

※SMART3：特許の相対的な優位性を評価するために開発された特許評価システム

付加価値の高い海外特許も、金融機関が融資の対象として処理できるよう、海外特許担保に関する情報を提供し、不良債権が発生すると回収支援機構が担保特許の買い取りを支援する。

知的財産における価値評価の大衆化のため、個人や企業の新規利用者にオンライン価値評価サービスの一部を無料で提供する。

※発明振興会の SMART3、技術保証基金の KPAS サービスなど

3. 公正な評価価値を反映し、民間知的財産評価サービス業の育成を支援する。

特許権の現物出資など、知的財産権の資本を反映する過程において公正な市場価値が反映されるように現物出資評価の基本指針を確立し、法院・金融監督院などと協議して現物出資の公正性を高める制度の改善を並行する。

民間知識財産サービス産業を育成するために、SMART3 などの公共データを開放して、さまざまな民間サービスが市場に発売されるように支援し、韓国の知的財産サービス企業の海外進出にも対応する。

知的財産における価値評価の専門人材育成を支援するために、金融機関、弁理士業界、大学などを対象に、知的財産における価値評価の教育課程を運営する。

今回の対策により、韓国企業の知的財産の価値がまともに評価され、知的財産を基盤にして成長するなど、価値評価に基づく好循環システムが構築され、韓国経済に新たな活力を吹き込むものと期待される。

政府は今回の対策により、2024年まで知的財産における価値評価の市場規模を年間約2万件の水準まで成長させ、知的財産における価値評価の準拠情報DBを20万件規模に拡充する計画である。

特許庁長は、「知的財産の価値評価は、知的財産の経済的な付加価値を創出するスタート地点である」とし、「これからは、知的財産を保有する企業の価値評価結果に基づいて、市場から資金を調達し、投資を受けて成長できる環境が整えられるように最大限支援する」と述べた。

2-7 簡単で正確な出願書類を作成するための、失敗・模範事例を掲載

韓国特許庁（2020.9.7.）

特許出願、こうすれば簡単

韓国特許庁は、特許、商標、デザインなど知的財産権の出願書類作成に参考にできる失敗事例と模範事例をウェブサイトで案内すると9月6日に発表した。

特許などにおける出願書類は専門的な内容を取り扱っており、書式の種類も多様で複雑なため、一般人は弁理士などの代理人の助力がなければ、作成が困難であった。

出願書類の作成基準を守らないか、または添付書類を間違えて提出した場合には、後続の手続きが遅れて最悪の場合には無効になるなど、不利益を受けざるを得ない場合が多かった。

特許庁は、このような不利益を予防して正確な書類作成をサポートするために、主に使用される書式の記載項目別に失敗事例と模範事例をウェブサイトに掲載すると発表した。

特許出願書、補正書、意見書など、7つの主要書式の記載項目の中から頻繁にミスが発生する事項について、間違った作成事例と正確な作成事例を比較して提示することで、正確な書類作成に役立つと期待される。

出願書類の事例は、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）にアクセスし、「冊子/統計>民願書式（申請書様式）」で「特許出願書」を検索すると、作成例をダウンロードすることができる。

特許庁の情報顧客支援局長は、「特許などの知的財産の出願は、専門的な領域であり、なるべく弁理士の助力を受けて手続きを進めるのが安全であることは事実である」とし、「弁理士を選任する余裕がない場合でも、少しの時間と労力を投資すれば、関連手続きと記載要領を学びながら、出願手続きを進めることができるよう、出願人に対する効果的なサポート手段を持続的に工夫していきたい」と述べた。

2-8 特許庁、2021年度予算案として6,060億ウォンを編成し、国会に提出

韓国特許庁（2020.9.9.）

「強力な特許」で競争力を有する 中小企業に対し、世界市場の先行確保を支援する

- ・有望な中小企業が海外特許を確保できるように支援（138億ウォン）
 - ・海外の知的財産権保護（218億ウォン）
 - ・新型コロナウイルスの対応など、特許を基盤にした研究開発（286億ウォン）
 - ・金融と連携した特許価値の評価（96億ウォン）
 - ・特許担保融資の回収を支援（93億ウォン）
 - ・標準特許の創出および必須性の検証（39億ウォン）
 - ・退職後のシニア人材を対象にした技術創業支援など、市民参加型予算（42億ウォン）
- に重点投資

韓国特許庁は、2021年度予算案を6,060億ウォンで編成して国会に提出したと発表した。

※特許庁の予算（純計）：（2020年）6,270億ウォン→（2021年度予算案）6,060億ウォン（210億ウォン減）

2021年度予算案は歳入項目のうち、公共資金管理基金の預託金における元金回収額の規模が減少し、2020年の予算規模よりやや縮小したが、知的財産の創出・保護などの主要事業費は2020年の本予算に比べて235億ウォン増の3,511億ウォンに編成された。

※公共資金管理基金の元金回収：（2020年）1,008億ウォン→（2021年度予算案）285億ウォン（723億ウォン減）

※主要事業費：（2020年）3,276億ウォン→（2021年度予算案）3,511億ウォン（235億ウォン増）

2021年度予算案は、(1) 有望な中小企業が海外の特許を確保できるように支援および保護、(2) 技術自立に向けた特許基盤のR&D支援、(3) 特許担保融資の不良債権による回

収支援の強化 (4) 標準特許の必須性検証、(5) 市民参加型予算に対する投資を強化する予定である。

[重点投資の方向]

・特許や論文などの技術文献が急増し、オンラインショッピングモールを中心とした卸小売業の商標出願が増加しているため、高品質の審査および審判サービス支援に 764 億ウォンを編成。

※審査および審判処理支援：(2020 年) 750 億ウォン→(2021 年度予算案) 764 億ウォン (14 億ウォン増)

※全世界における特許出願件数の累積(万件)：(2008 年) 2,700→(2011 年) 3,300→(2014 年) 4,100→(2017 年) 5,000

※特許出願件数(件)：(2016 年) 208,830→(2017 年) 204,775→(2018 年) 209,992→(2019 年) 218,975

※商標出願件数(件)：(2016 年) 181,606→(2017 年) 182,918→(2018 年) 200,341→(2019 年) 221,507

・輸出分野において成長可能性が高い有望な地方の中小企業が、グローバル市場を先行確保できるように海外の特許確保を支援し、強力な知的財産権を創出するために 2021 年に 820 社を支援する予定である。

※グローバル IP スター企業：(2020 年) 118 億ウォン→(2021 年度予算案) 138 億ウォン (20 億ウォン増)

・最近、韓流ブームに伴う K-ブランドの無断先取りおよび偽造商品の流通による韓国企業の知的財産における被害を最小限にするため、「海外のオンライン模倣品流通対応」を適用する国を、既存の中国からアセアンおよび台湾にまで拡大し、ロシアに新規 IP-DESK を開所する予定である。また、韓国の輸出企業が海外の特許紛争に関連する警告状に対応できるようにするなど、国際知的財産権紛争に対する対応支援も強化 (370 社) する。

※K-ブランドを保護する基盤を構築：(2020 年) 7 億ウォン→(2021 年度予算案) 40 億ウォン (33 億ウォン増)

※国際知的財産権紛争への対応に向けた戦略的な支援：(2020年) 99 億ウォン→(2021年度予算案) 108 億ウォン

・営業秘密が流出された場合、民・刑事訴訟に必要な初期証拠を確保するために、被害を受けた企業のパソコン、ノートパソコンなどのデジタルフォレンジック(※)の実施を支援する。企業関連の訴訟では、メールなどのデジタル証拠確保の重要性が高まり、中小企業の営業秘密に対する対応支援を強化する予定である。

※デジタル機器を媒介に発生した特定行為の事実関係に、法的証拠力を持たせるように
糾明し、証明するための手続きと方法

※営業秘密が流出され被害を受けた企業の98%が、証拠確保への困難を経験

・素材・部品・設備分野の技術自立に向けた、中小・中堅企業の特許基盤のカスタマイズ型特許戦略(IP-R&D)は持続的に支援し、感染症対策、非対面技術などのポストコロナ時代における成長エンジンになる分野に対するR&D課題も拡大支援する。

※特許を基盤にした研究開発の戦略的な支援(IP-R&D)：(2020年) 228 億ウォン→(2021年度予算案) 286 億ウォン(58 億ウォン増)

・中小・ベンチャー企業に対する資金調達支援も拡大される。知的財産金融の市場規模(2019年)が1兆3,500億ウォンの規模まで成長し、中小・ベンチャー企業が特許を担保にして事業化資金を調達することができるよう、特許価値の評価費用を支援するために予算を増額編成した。

※知的財産金融の規模：(IP担保) 4,331 億ウォン、(IP保証) 7,240 億ウォン、(IP投資) 1,933 億ウォン

※知的財産評価を支援：(2020年) 72 億ウォン→(2021年度予算案) 96 億ウォン(24 億ウォン増)

特許担保融資後に債務不履行が発生した場合、政府・銀行が共同出捐金で担保を買い入れ、銀行の回収リスクを軽減するために、担保の産業財産権に対する買い取り・活用事業についても増額編成した。

※担保の産業財産権に対する買い取り・活用：(2020年) 38 億ウォン→(2021年度予算案) 93 億ウォン(55 億ウォン増)

・市民参加型予算として3つの事業、42億ウォンを新たに編成した。退職後のシニア人材を対象に特許を基盤にした技術創業を支援（40チーム）し、人工知能技術の特許ビッグデータ分析に活用して産業・経済発展における戦略の確立を支援する。また、小中高校の発明教育センターの教育環境も改善（10カ所）する。

※退職後のシニア人材を対象に特許を基盤にした技術創業を支援（17億ウォン）、特許を中心にした有望なR&D分野の診断および活用基盤の構築（15億ウォン）、発明教育センターの最新化（9億7,000万ウォン）

特許庁が国会に提出した「2021年度予算案」は、国会審議を経て、2020年12月上旬に確定される予定である。

2-9 特許庁、特別司法警察の発足から10年、知的財産を守る

韓国特許庁（2020.9.15.）

約4万5,000件の事件を処理、3,500人の刑事立件、約1,200万件の取り締まり

知的財産を守る番人に位置づけ

2019年3月に特別司法警察の職務範囲が商標から
特許、営業秘密、デザイン侵害事件にまで拡大

【特許庁特別司法警察の取り締まり実績（2011～2020年8月）】



韓国特許庁の産業財産特別司法警察（以下、特司警）は、2020年で発足10年を迎えた。

特許庁の特司警は2010年9月、大田・ソウル・釜山に3つの地域事務所を設置し、韓国最初の模倣品専門捜査機関として発足した。2019年3月には、職務範囲が既存の商標か

ら特許、営業秘密、デザイン侵害の捜査まで拡大され、現在は 35 人の捜査官が全国で発生する知的財産権の侵害事件に積極的に対応している。

ここ 10 年間発生した事件の 4 万 5,000 件を処理する過程で、商標権の侵害事犯 3,500 人を刑事立件、模倣品 1,200 万件（正規品価額約 5,000 億ウォン）を押収し、名実共に知的財産の番人として位置づけられた。取り締まりにより押収された物品を正規品価格順に羅列すると、バッグ類（1,550 億ウォン、31%）、自動車部品類（657 億ウォン、13%）、衣類（587 億ウォン、12%）、装身具類（453 億ウォン、9%）の順であった。

特許庁の特司警は、大規模な偽造品の流通事件にも積極的に対応してきたが、偽造健康食品の流通業者（2015 年 5 月、正規品の市価 652 億ウォンに相当）、偽造自動車ホイールの流通・販売業者（2017 年 6 月、正規品の市価 225 億ウォンに相当）、大規模な偽造マスクパック商品の製造・流通業者（2019 年 7 月、正規品の市価 200 億ウォンに相当）などに対する取り締まりを実施した。

このように国民の健康・安全にかかわる品目の他に、最近では、K-POP コンテンツまで取り締まりの領域を拡大している。2019 年には、韓国の韓流を代表する防弾少年団 (BTS) 関連の模倣品を取り締まるなど、世界中に K-POP 知的財産保護の重要性を知らせた。

最近では非対面産業の成長により、オンライン消費が急増し、模倣品もオンラインを中心に取引量が増えている。このような流れに沿って、特許庁の特司警はオンラインでの模倣品取引に捜査力を集中しており、先日、SNS ライブ放送を利用して正規品の市価が 625 億ウォンに相当する偽ブランド品を取引した一家を検挙した。

2019 年 3 月からは、特許・営業秘密・デザイン侵害事件も活発に捜査している。このため、技術的な専門知識を備えた捜査官を投入することで、迅速かつ正確な侵害判断が可能になり、その結果、1 年 6 ヶ月の間（2019 年 3 月～2020 年 8 月）276 件の技術事件を処理し、侵害事犯 438 人に対して刑事立件の措置を取るなど、著しい成果を出した。

特許庁の産業財産調査課長は、「これまで特許庁の特司警は模倣品の取り締まりに集中し、権利者と消費者の被害防止のために取り組んできた」とし、「今後も捜査力を高め、組織と人材を拡大して知的財産侵害の根絶および保護の強化においても先頭に立つように努力する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 韓国、初めてGII ランキングの10位圏内に

韓国特許庁（2020.9.3.）

世界知的所有権機関の発表、アジアで韓国・シンガポールのみ10位圏内
グローバル・イノベーションのベストプラクティスとして韓国の知的財産（IP）金融政策を紹介

韓国特許庁は、知的財産権分野における国連傘下の国際機構である世界知的所有権機関（WIPO、World Intellectual Property Organization）が、9月2日の午後6時（韓国時間）に発表したグローバル・イノベーション・インデックス（GII、Global Innovation Index）で、韓国が初めて10位圏内に入ったと発表した。

2020年は2019年に続いてスイスが1位を占め、スウェーデン、米国、英国、オランダなどがその後を追っており、アジアではシンガポールが8位、中国と日本がそれぞれ14位、16位を占めた。

※主要ランキング：スイス（1）、スウェーデン（2）、米国（3）、英国（4）、オランダ（5）、デンマーク（6）、フィンランド（7）、シンガポール（8）、ドイツ（9）、韓国（10）、中国（14）、日本（16）

グローバル・イノベーション・インデックスはWIPO、インシアード（INSEAD）などが世界中のWIPO加盟国を対象に、経済発展の重要な要素であるイノベーション能力を測定し、それぞれの国に公共政策や経営戦略策定などに必要な情報を提供するために2007年に

導入したもので、2020年には7つの分野（※）、80項目の詳細指標に基づいて131カ国を対象に評価を行った。

※ イノベーションインプット(5)：制度、人的資本および研究、インフラストラクチャ、市場の洗練度、ビジネスの洗練度
イノベーションアウトプット(2)：知識と技術の生産、創造的な生産

韓国がグローバル・イノベーション・インデックスの10位になったのは、これまでの持続的なイノベーションに対する努力（Innovation Efforts）を通じて、新しい知識と技術を開発できる能力が向上された点で高い評価を受けたためであると解釈される。

※韓国のランキング：(2012) 21位→(2014) 16位→(2016) 11位→(2018) 12位→(2019) 11位→(2020) 10位

[主要分野別のランキング]

・イノベーションインプット分類において、韓国は2019年に続いて10位を維持したが、イノベーション活動の成果に該当するアウトプット部門で、2019年の13位から10位に上がり、上位10位圏に入ることができたと解釈される。

・イノベーションインプットの詳細指標のうち、「人的資本および研究」部門は、2019年に続いて世界1位を記録し、企業のイノベーション活動度（※）を評価する「ビジネスの洗練度」部門は、2019年10位から2020年7位に上がった。

※GDP比2カ国以上に出願された特許出願1位など

・イノベーションアウトプットでは、特許出願・科学技術の論文掲載件数などを評価する「知識と技術の生産」部門（※）が2019年13位から2020年11位に、無形資産・文化産業の発展程度などを評価する「創造的な生産」の部門（※※）が、2019年17位から2020年14位に上がるなど、大幅にランキングが上がった

※GDP比特許出願1位、GDP比PCT出願2位

※※GDP比デザイン出願1位、グローバルブランド価値8位

一方WIPOは、グローバル・イノベーション・インデックスとともにIP金融（※）について、韓国を含む各国の優秀事例も発表した。

※ (タイトル) Who will finance the innovation? (誰がイノベーションに金融投資をするのか?)

グローバル・イノベーション・インデックスのウェブサイトには、2019年に韓国 IP 金融が 1 兆ウォン突破したことの意義、知識財産担保の回収支援機構の発足 (※) など IP 金融基盤を整える政策、IP 金融投資の活性化を推進する戦略策定など、特許庁の IP 金融市場への支援策が紹介された。

※銀行から知的財産担保融資を受けたイノベーション・ベンチャー企業に不良債権が発生した際、最大 50%の金額で知的財産を買い取り、融資銀行の損失を補填して、ライセンスや売却を通じて収益化する機構

特許庁長は、「これまで相対的に弱い部門であった、イノベーションインプットを改善し、韓国がグローバル・イノベーション・インデックスのランキングで初めて TOP10 に入ったことは、非常に有意義であり、励みになることである」とし、「特許庁は、韓国のグローバル競争力と価値を継続的に高めるためにイノベーション活動の結果である知的財産権が市場でまともに評価されて保護を受けることにより、事業化につながるイノベーションのエコシステム造りに最善を尽くしていきたい」と述べた。

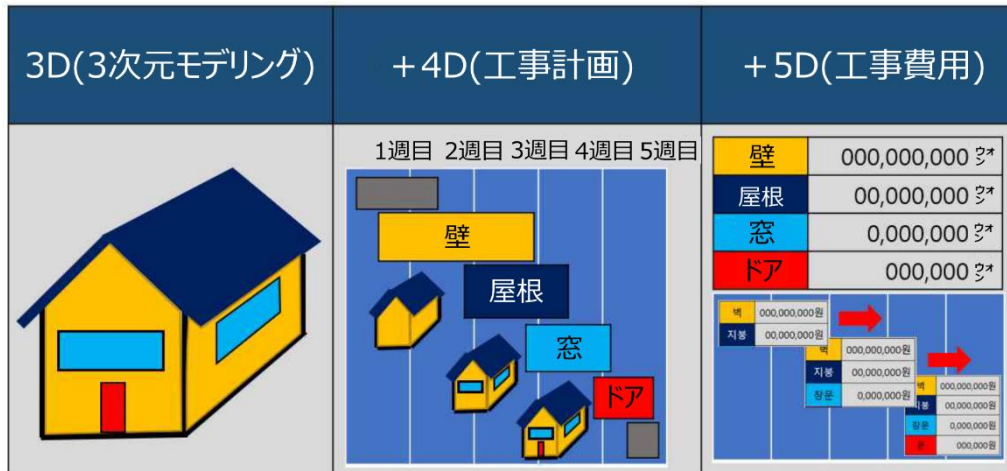
5-2 非対面の知能型建設、5D 技術で統合管理

韓国特許庁 (2020.8.5.)

新型コロナウイルス以降の時代に備える知能型建設 4D・5D 分野の出願が増加

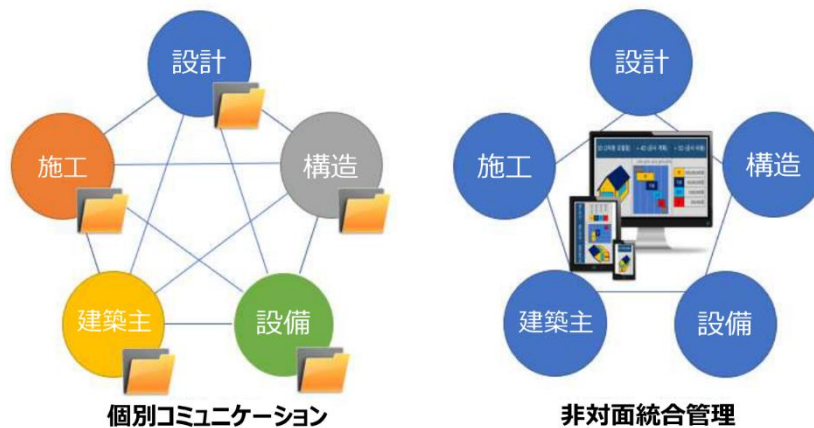
最も広く知られている 4D の適用例は映画であり、3D 効果に動く椅子を加えることで観客が映画を観るとき、より臨場感を感じることができる。同じ原理として知能型建設の 4D 技術は、建設情報モデリング (注 1) を活用した 3D 建物に工程別データを追加して全体の日程を予測する。5D 技術は、その 4D 技術にコスト項目も追加し、バーチャル施工による最終日程と工事費まで統合管理する。

[スマート建設の3D、4D、5D 概念図]



5D 統合管理のポイントは、「非対面コミュニケーション」であり、新型コロナウイルス以降の時代に備える建設業界の注目を浴びている。従来は、分野別の専門家がそれぞれの図面を見ながら対面コミュニケーションをしていたが、5D 技術では、各専門家が全体の構造情報が入力された一つのデジタルファイルを共有し、それぞれの IT 機器で非対面コミュニケーションをしながら変更事項をリアルタイムで確認する。

[5D 非対面統合管理の概念図]



韓国特許庁によると、ここ 5 年間（2015～2019 年）の 4D（工程）と 5D（コスト）に関するスマート建設の出願は継続的に増加し、2019 年は計 45 件で 2015 年以降は 3.2 倍増加したことが分かった。

出願人の類型別では、中小企業が 46%（66 件）、大学や研究機関が 37%（53 件）、個人が 9%（13 件）、大手企業が 8%（11 件）を出願したと調査された。これは、中小企業を

中心に現場への適用性と生産性向上に向けた技術開発が活発に行われているためであると考えられる。

分野別では、4D 分野が 2016 年から 11～14 件の出願を維持したことに対し、5D 分野は 2017 年に 4D 分野を追い越した後、2018 年に 22 件、2019 年に 31 件で大幅に増加した。また、2020 年 7 月まで 5D 分野の出願は 16 件で新型コロナウイルスの影響にもかかわらず、前年同期（13 件）に比べて、23%が増加し、2020 年の出願も増加すると予想される。

このような傾向は、スケジュール管理（4D）を通じた工事コスト（5D）の削減が知能型建設では必須であり、現場では変更スケジュール（4D）によるコスト予測（5D）がさらに求められており、初期の 3 次元モデルに 5D までのさまざまな建設情報を入力することができるようになったため、5D 技術の特許出願が持続的に増加したと解釈される。

最近では、さまざまなスマート機器を活用した統合管理システム、モノのインターネットのセンサーを利用した非対面管理（工場出荷、搬入、施工確認）、非専門家とコミュニケーションするための動画および視覚化データの自動生成技術、周辺施設物の建築情報を入力して現場の安全を管理する技術まで、さまざまな分野に拡張し出願されている。

特許庁の建設技術審査課長は、「現場の人材が中心になっている建設業界では、これからも新型コロナ以降の時代に備える非対面 5D 技術の特許出願は続くものと見受けられる」とし、「今後、継続的な技術発展とデータの蓄積で 6D（資材購入/調達）、7D（メンテナンス/管理）まで可能な特許出願の増加が予想される」と展望した。

注 1 建設情報モデリング（BIM、Building Information Modeling）：バーチャル空間に施設のすべての情報を入力して、3 次元でモデリングする過程のこと。設計、施工、物量とプロセスに関する各種情報を統合的に活用し、管理する技術。

5-3 新型コロナウイルスを乗り越えて、世界に広がる韓国企業の特許！

韓国特許庁（2020.8.10.）

2020 年上半期の PCT による国際特許出願件数の増加率、世界 2 位

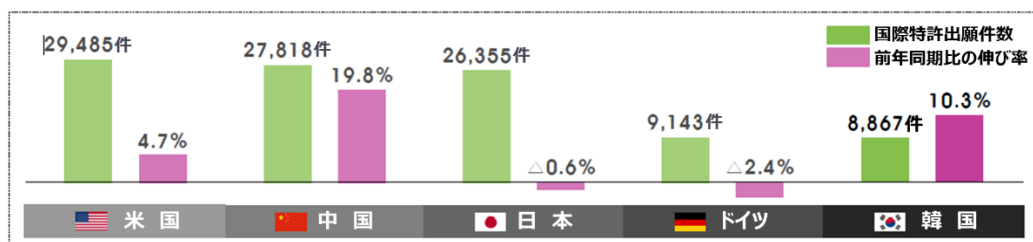
韓国特許庁は、新型コロナウイルスが拡散している厳しい状況にもかかわらず、2020 年上半期に韓国企業の PCT（※）による国際特許出願が前年同期に比べて、著しく増加したと発表した。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) 条約に基づき、一つの出願書を受理官庁に提出すれば PCT 加盟国 (153 カ国) に特許を出願した効力が与えられる。

世界知的所有権機関 (WIPO) によると、2020 年上半期の韓国企業における国際特許の出願件数は、8,867 件で世界第 5 位であり、前年同期比の伸び率は 10.3% で、出願件数世界 10 カ国の中で中国に次ぐ 2 位である。

国際特許の出願件数において上位ランキングに入っている国別の上半期の増加率は、米国 4.7% (29,485 件)、中国が 19.8% (27,818 件)、日本が△0.6% (26,355 件)、ドイツが△2.4% (9,143 件)、韓国が 10.3% (8,867 件)、フランスが 1.2% (3,569 件)、英国が 0.1% (2,845 件) であり、中国、韓国が急激な増加傾向を見せたのに対し、米国は緩やかな増加、日本とドイツはむしろ減少する傾向を示している。

[2020 年上半期の主要国の国際特許の出願現況]



出所：WIPO(世界知的所有権機関)のIP統計センター(2020年9月)

一方、韓国は 2010 年から国際特許の出願件数で世界 5 位を維持しており、ドイツの出願件数の減少傾向を考慮すれば、2020 年の年末には米国、中国、日本に次いで 4 位に上がると期待される。

このように国際特許の出願件数が増加したのは、韓国企業が海外特許を先行確保して、海外市場に進出する橋頭堡を築き、グローバル市場での特許技術を保護するために積極的に乗り出したためであると分析される。

これまで韓国の中小・ベンチャー企業は、優秀な特許技術を開発しても資金不足、現地の情報とネットワークの不足、言語障壁などにより、海外特許の確保に躊躇していた。

特許庁は、海外市場への進出に苦勞している企業を支援するために、2019 年に国レベルで海外知的財産を確保する戦略を確立し、海外出願費用の支援、知的財産の出願支援ファンドの造成などを推進してきており、今後も国際特許出願にかかる手数料の減免、世

界知的所有権機関との共同説明会・セミナーをはじめとする教育・広報活動を推進する計画である。

特許庁長は、「迅速な海外特許の先行確保は、ポストコロナ時代において技術覇権を握るためのグローバル競争の勝敗を左右することになる」とし、「韓国企業が積極的に海外市場に進出し、グローバル市場をリードできるよう、これからも海外特許の効果的な確保と活用を最大限支援する」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム